

第1章 中間見直しの基本的事項

1. 中間見直しの背景

本市では、美濃加茂市環境基本条例に基づき、平成15年3月に環境基本計画である「みのかも環境まちづくりプラン（第1次計画）」を策定し、環境に関する様々な事業に対し計画的に取り組んできました。その後、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とした第5次総合計画が策定され、環境分野では、「環境にやさしい暮らし方を進める」ために、「自然環境の保全」・「循環型社会の形成」・「温暖化防止・クールタウンの構築」という3つの基本方針が示されました。平成22年3月には、第5次総合計画の基本方針に基づき、「第2次みのかも環境まちづくりプラン」（以下「第2次計画」という。）を策定し、総合将来環境像を『自然を友とし 環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも』とし、市民・事業者・市が連携して8つの重点プロジェクト事業を中心に環境施策を進めてきました。

その間、新たな課題も生まれてきました。平成23年3月に発生した東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止により、石炭化石燃料への依存度が高まり、温室効果ガスの排出量が増加し、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの節約が急務となっています。新たな国の温室効果ガス削減目標の実現のためには、政府や産業界だけでなく地方自治体や市民も自らの課題として認識し、CO₂排出削減につながる行動を起こすことが求められています。

一方、平成20年に「第2次循環型社会形成推進基本法」が策定され、ごみ減量対策やリサイクルの推進など循環型社会の形成が喫緊の課題となっています。さらに、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、地域における生物の多様性を守る取組が強く求められています。また、平成24年に改正された環境教育推進法に基づき、幼いころから環境に対する意識を高めるため、環境教育の重要性が高まっています。

今回、第2次計画期間の前期5年間が経過したため、平成27年3月に策定された第5次総合計画後期基本計画の環境基本施策に沿って中間見直しを行いました。中間見直しでは、特に重要な施策である重点プロジェクト事業の効果検証を行い、新たな課題への対応とともに前期計画期間では十分に取り組むことのできなかつた事業の見直しを行いました。

なお、今回の中間見直しでは、取組の方向性や長期的目標である将来環境像などについては、平成34年を展望して策定された第2次計画を継承します。

2. 中間見直しの対象範囲

中間見直しの対象範囲は次の①～③のとおりとします。対象範囲以外の部分は、現計画の内容を引き継ぐものとします。

- ①第2章 美濃加茂市の環境：現状と推移・・・
平成26年度実績データに置き換えます。環境保全に関する大気、水質、悪臭、騒音等の実績値は、「みのかもの環境（美濃加茂市環境白書）」に掲載し、ホームページで公開しています。
- ②第4章 各課の具体的な取組・・・
関係各課にヒアリングを実施し、進捗状況を把握した上で必要に応じて取組内容を見直しします。
- ③第5章 重点プロジェクト事業・・・
美濃加茂市環境審議会に諮問し、答申により重点プロジェクト事業及び成果指標を見直しします。

3. 位置付け

本計画の位置付けとしては、平成13年4月1日に施行した美濃加茂市環境基本条例（以下「基本条例」という。）に基づく環境に関する総合的な指針であると同時に、美濃加茂市第5次総合計画（以下「総合計画」という。）を環境面で補完する個別計画という2つの側面を持ちます。

- 1 基本条例に定める理念・目的を実現するために、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本目標、事業の方向を明らかにするものです。
- 2 総合計画の将来像「まあるいまち みのかも」を環境の面から推進し、各分野の個別計画に環境の視点を組み込み調整する指針となるものです。
- 3 計画に実効性を与えるため、成果目標と成果指標を盛り込んだ実施計画を定めます。

◆基本条例第8条（環境基本計画との整合）

- ◇ 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときには、環境基本計画との整合を図ります。

注：基本条例中の環境基本計画と環境まちづくりプランは同じものです。

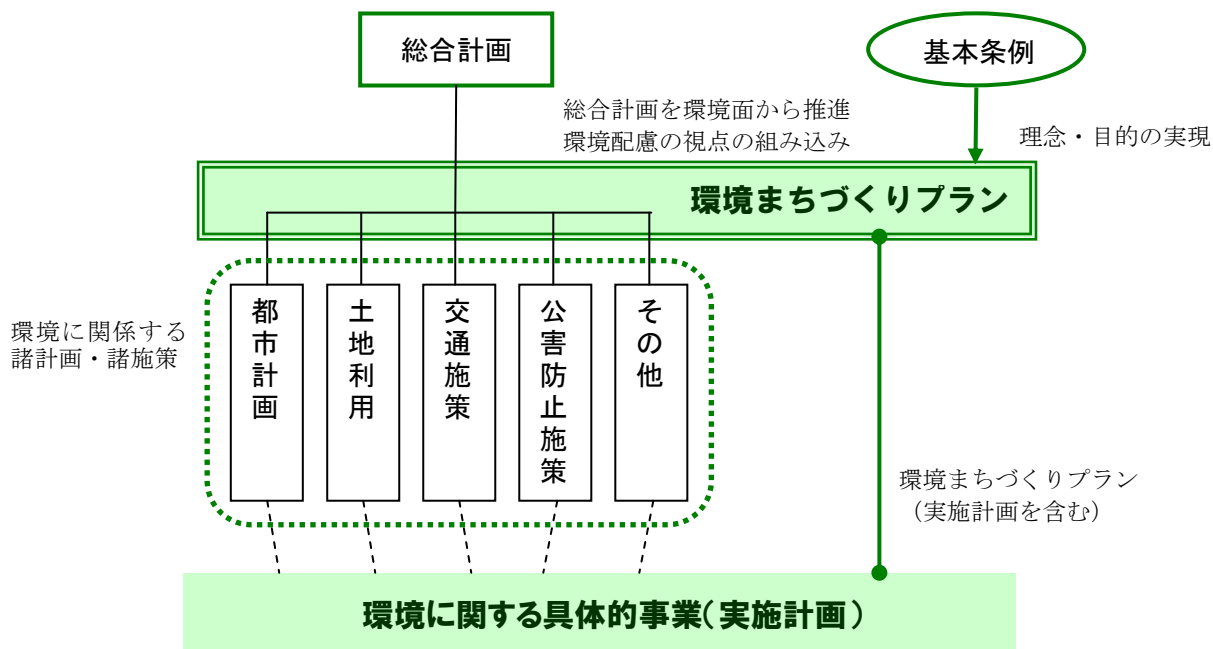


図1-1 環境まちづくりプランの位置付け

4. 対象分野

基本条例及び総合計画における環境分野の基本政策である「環境にやさしい暮らし方を進める」を実現するため、次の3つの分野に関連する環境施策を対象とします。

分野	主な環境要素
①自然環境の保全	野生動植物・河川・森林・里山・農地の保全、公害防止など
②循環型社会の形成	廃棄物処理、省資源対策、資源再生など
③温暖化防止・クールタウンの構築	温室効果ガス削減、ヒートアイランド対策、省エネルギー・自然エネルギー利用の推進など

5. 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

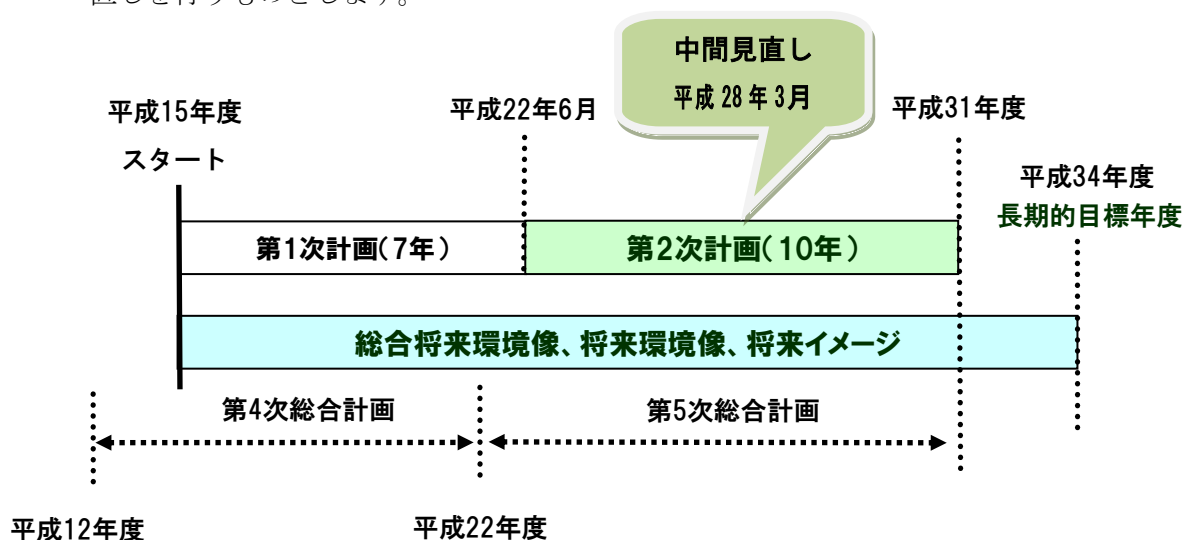
また、本市域にとどまらない広域的な取組みについては、周辺市町村との連携を積極的に進めるとともに、国・県などの関連機関と調整を図ります。

6. 目標年度

本計画は、総合計画を環境面から実施するために、目標年度は総合計画に合わせ平成31年度とします。

なお、総合将来環境像、将来環境像、将来イメージは、第1次計画で策定されおり、長期的目標年度は平成34年度になっています。

また、自然環境や社会情勢の著しい変化などがあつた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



7. 計画の主体

本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・市がそれぞれ相互に連携・協力し、協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、市民(団体)・事業者(団体)・市です。

◆ 基本条例第4、5、6条(各主体の役割)

◆市民の役割：

- ・豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努める
- ・日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努める
- ・市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

◆事業者の役割：

- ・事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担においてに必要な措置をとる
- ・事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるよう努める
- ・事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりする処置をとる
- ・事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

◆市の役割：

- ・豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、かつ計画的に推進する
 - (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること
 - (2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること
 - (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関係すること
- ・市の施策を策定したり、実施するときは、条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組む